

基山町教育大綱

第2期

～オール基山で人を育てる教育力の高いまち～

(計画期間：令和元年～4年)



令和3年4月改訂

基 山 町

目 次

はじめに	1
------	---

1 教育大綱の策定にあたって

(1) 教育大綱策定の経緯	2
(2) 教育大綱の趣旨	2
(3) 教育の方向性	2
(4) 教育大綱の実施期間	2
(5) 教育大綱の見直し	2

2 施策の基本目標

基本目標 1	生きる力を育む学校教育の充実	3
基本目標 2	豊かな学びを支える教育環境の充実	4
基本目標 3	青少年の育成及び多様な生涯学習活動の推進	6
基本目標 4	多彩な文化芸術と学術の振興	7
基本目標 5	夢・感動と活力を生むスポーツの振興	8
基本目標 6	文化遺産・伝統文化の保存と継承	9
基本目標 7	地域全体で子供の成長・学びを支える	10
基山町教育大綱	体系図	11

はじめに

基山町では、平成27年4月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、同年5月には、首長と教育委員会で構成する総合教育会議を設置しました。また、平成27年12月には、教育施策の今後の方向性や基本目標を示す「基山町教育大綱」を策定しました。

この「基山町教育大綱」が、平成31年3月をもって計画期間終了となったことから、これまでの内容を踏まえながら、今日の社会情勢や教育課題の変化など、地域や家庭を取り巻く環境の変化に対応した「基山町教育大綱（第2期）」を策定しました。

今回の基山町教育大綱（第2期）では、7つの教育施策の基本目標を定め、基山町の豊かな自然環境の中で、地域ぐるみ、社会全体で、総合的な子育て環境を整備し、子供から大人まで豊かな人間性や社会性を育み、「オール基山で人を育てる教育力の高いまち」となるよう、総合的な教育力の向上を目指します。

特に、近年の急速な少子高齢化の進展や子供の貧困、災害の発生などの諸問題に対応するため、町長部局と教育委員会がさらに連携して施策の展開を図りながら、学校における児童生徒の教育の充実はもとより、近年増加しているひとり親への支援や障がいを持つ児童生徒の自立に向けた支援など、子育て世代包括支援センターや関係機関等との連携を強化し、一人一人のニーズに沿った切れ目のない子育て支援と教育環境の安定を図ります。

最後に、本教育大綱及び毎年策定する『基山町教育の基本方針』をもとに、基山町の教育行政を円滑に遂行することにより、基山町の人づくりと地域活性化にオール基山で取り組んでまいります。

令和元年 5月
基山町長 松 田 一 也

1 教育大綱の策定にあたって

(1) 教育大綱策定の経緯

平成26年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正（平成27年4月1日施行）に伴い、町長と教育委員会が教育政策について議論することを目的とした「総合教育会議」を設置することとなりました。この総合教育会議において、町長と教育委員会が協議・調整を行い、今後の本町の教育、学術及び文化等の振興に関する総合的な施策となる基山町教育大綱を策定し、更に基山町教育大綱（第2期）を策定することとなりました。

(2) 教育大綱の趣旨

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、本町の教育、学術及び文化等の振興に関する総合的な施策の基本的な方針を定めるものです。

また、大綱の策定にあたっては、国の「教育振興基本計画」及び佐賀県の「佐賀県教育大綱」を勘案して、本町の「基山町総合計画」に基づいて策定するとともに、個別計画との整合性を図っていくこととします。

(3) 教育の方向性

本町では、豊かな自然環境のなかで、地域ぐるみ、社会総がかりで、総合的な子育て、子育て環境を整備し、子供から大人まで豊かな人間性や社会性を育み、総合的な教育力の高さを特性にできるよう、「オール基山で人を育てる教育力の高いまち」をめざしていきます。

(4) 教育大綱の実施期間

令和元年度から令和4年度までの4年間とします。

(5) 教育大綱の見直し

大綱の計画期間は4年間としていますが、本町を取り巻く社会経済情勢やニーズの変化、また、法律や国の制度改正などがあった場合には、総合教育会議において協議を行い、必要に応じて適宜見直しを行います。

2 施策の基本目標

基本目標1 生きる力を育む学校教育の充実

(1) 生きる力を育む学校教育

児童生徒の学ぶ意欲をさらに高め、基礎的な知識・技能の習得に加え、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、主体的に学習に取り組む態度を養い、これからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康、体力などの「生きる力」を育む学校教育を推進していきます。

取組方針

- 児童生徒の学力の現状把握と評価分析を行い、各学校の検証・改善サイクルの取組を支援します。
- 家庭学習の充実等、家庭・地域の教育力向上に取り組みます。
- 放課後や土曜日が、学ぶ楽しさや学ぶ意義を感じ、学習意欲の向上や学習習慣の形成につながるよう努めます。
- 学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図ります。また、学校給食において地場産物の活用を推進します。
- 防災学習や避難訓練など防災教育の充実を図り、学校と家庭が一体となった防災教育を推進します。

(2) 心の教育の充実

教育活動全体の基盤として道徳教育や生徒指導の充実などによる「心の教育」を重視し、また、体験活動、人権・同和教育などを中心とした、教育活動全体をとおして、児童生徒の豊かな心の育成に取り組んでいきます。今後グローバル化が進展する中で、様々な人々と相互に尊重しながら生きることや、社会の一員として自分に出来ること、自分がすべきことについて考えたり実践することで、心豊かな人材を育成していきます。

取組方針

- 道徳教育や体験活動、人権・同和教育を核とした学校教育全体での心の教育の充実を引き続き推進します。
- 地域ならではの教育資源と地域の人材等を活用した体験活動への支援などを引き続き行います。
- 不登校やいじめ等の問題に対して、未然防止や早期発見・早期対応など適切に対応できる校内体制や関係機関等との連携等の強化に取り組みます。
- 児童生徒の確かな学力を身に付け、知性や感性を育みます。
- 教職員の指導力向上や家庭・地域との連携強化を図ります。
- 教育活動全体を通じたキャリア教育の推進を図ります。

(3) 国際教育の推進

グローバル化が急速に進んでいることから、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力を備えたグローバル社会を生きぬく人材の育成に努めていきます。

取組方針

- 社会情勢がめまぐるしく変化する中で、文化の違いや価値観の違いを受け止め、社会をしっかりと支えていく人材育成を目指します。
- グローバル社会に対応できる伝統・文化の理解、表現力・コミュニケーション能力の育成を目指した国際教育を推進します。

基本目標2 豊かな学びを支える教育環境の充実

(1) 学校の環境整備

学校は、児童生徒の学習及び生活の場としての安全で安心な質の高い環境づくりや、教育内容・指導方法の高度化等に対応した学校施設・設備の充実のため、学習環境を整備していきます。

また、登下校時や校内における事件、事故等から児童生徒を守るため、学校安全や危機管理体制を確立していきます。

取組方針

- 英語教育やICT利活用、いじめ等の教育課題に応じた研修の充実に取り組みます。
- 教育内容・指導方法の高度化等に対応した学校施設・設備の充実や、安全・安心で質の高い学習環境の提供に取り組みます。
- 登下校時・校内における児童生徒の安全の確保を図ります。
- 学力向上の底上げを図るため、少人数制を検討します。
- 学校規模の適正化を図るため、若基小学校の児童数を増加させるための方策を検討します。

(2) 特別な支援のための環境整備

特別な支援を必要とする子供の増加等に対応しながら、一人一人に応じたきめ細かな支援を行い、自立と社会参加を促進するため、特別支援教育の更なる充実を図っていきます。

取組方針

- 特別な支援を要する子供がその能力を最大限発揮して学習できるよう、実態に即して安全で過ごしやすいように施設や設備の環境整備に努めます。
- 近年、特別支援学級に在籍している児童生徒が増加する傾向にあり、通級による指導を受けている児童生徒も増加しています。特別支援学級補助員を含めた支援体制については、学校と連携を取りながら必要な措置を講じます。

- 特別支援教育や教育相談の充実を図り、一人一人の特性に合った教育に取り組みます。
- 特別支援員の配置などによる特別な支援を要する児童生徒への教育の充実を図りきめ細やかな教育環境の提供に取り組みます。

(3) 居場所の環境整備

子供たちの自ら学ぶ意欲を育み、自身の能力を最大限に伸ばすことができるように、町内の様々な施設を安心して利用できる雰囲気づくりと地域、家庭、学校の連携と協力を推進していきます。

取組方針

- 図書館や福祉交流館、多世代交流センター憩の家、各区の公民館などの施設を気軽に利用できる雰囲気づくりに努めます。
- 子供たちが、放課後や土曜日に安心して過ごすために、放課後児童クラブと子供の居場所づくり教室の計画的な整備を図ります。
- 生まれ育った家庭の事情等で、子供たちの学ぶ意欲、機会が阻害されないよう、支援の必要性が大きい子供や保護者の相談、支援体制の充実を図ります。
- 子供の成長・発達段階に合わせて地域、家庭、学校が連携し、子供の自己実現を図れるよう、協力体制の充実を図ります。

(4) 就学前教育等の環境整備

少子化や核家族化などの進展に伴う子供や家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育て家庭を見守り地域ぐるみで互いに助け合うことができる環境づくりを目指します。また、生涯にわたる人格形成の基礎づくりのための就学前の幼児教育・保育の充実を推進していきます。

取組方針

- 妊娠・出産・子育て等に関する情報を積極的に提供し、子育ての仲間づくりや細やかな育児相談体制の充実を推進します。
- 必要な幼児教育・保育サービスの提供体制を整備します。
- 保育所、幼稚園等関係機関のネットワーク機能を充実させ、子供たち自身の学ぶ意欲を高めるとともに小学校生活が円滑にスタートできる環境を整備します。

(5) 連携体制の構築

地域、家庭、幼児教育・保育施設、学校、専門機関、子育て世代包括支援センター等が連携して、サポート体制の強化や人材・人脈を活かした教育力の向上に努めます。

取組方針

- 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援や育児相談助言、情報提供体制の充実を図ります。

- 子供の発達段階に応じて必要な学びができるよう子育て支援セミナーや各種講座を開催するなど、家庭への支援を推進します。
- 虐待が疑われる状況やいじめ等への教育課題に対しては、関係機関が情報を共有し、早期発見、早期介入に努めます。
- 家庭環境や発達の段階で支援の必要性が高い子供たちに対して、児童相談所や医療機関等の関係機関と連携を強化し、環境の改善や支援の充実を図ります。
- 町の教育課題について、関係機関が迅速に対応するため、定期的な協議の開催に努めます。
- 継続可能な中学校部活動のため、ニーズの高い競技について、地域少年スポーツと連携した指導体制の構築に努めます。

基本目標3 青少年の育成及び多様な生涯学習活動の推進

(1) 青少年健全育成の推進

青少年が社会との関わりを自覚しながら自ら感じ学びとる力を育成していくために、学校、家庭、地域住民、関係機関等が連携協力していく必要があります。青少年が様々な体験を積み、また、自らの目標や課題を設定し、それに向かって主体的に行動できるように地域が一丸となって支える体制を整備していきます。

取組方針

- 地域と学校が連携・協力し、多様な体験活動を推進します。
- 青少年育成町民会議、子供クラブなどの各団体と連携し、子供が健全に成長するための各種事業を行います。

(2) 生涯学習活動の推進

今後の地域人口減少や世代構成の変化に伴い、地域の活性化に地域が自ら取り組み、主体的に学び、行動する人を増やしていくよう努めていきます。

取組方針

- 今後の社会の課題に対応するため、子供から大人まで誰もが学び続けることができる環境づくりを行い、生涯学習の機運を更に醸成します。
- 変化が激しい情報社会や多文化共生社会に向け、読書活動や講座により学びの機会の充実を図ります。
- 地域での学びの成果を活かした活動を支援し、学習成果を活かす機会を増やします。

(3) 人権意識の向上

だれもが人権に関する正しい知識を持ち、家庭・地域・職場・学校などのそれぞれの場面で、思いやりを持って人と接する気持ちを育み、最優先されるべき基本ルールとして日常生活の中に人権意識の定着を図っていきます。

取組方針

- あらゆる差別意識の解消に向けた人権に関する理解と認識を深める学習の機会を提供し、人権に対する正しい知識を身につける取組みを推進します。
- 人権啓発を目的とした講座、講演等の実施に努めます。

(4) 多世代の学びの推進

人々の価値観やライフスタイルの多様化に対応して、様々な学習機会を充実し、継続的な学びの機会を増やしていくとともに、主体的に学び行動する人を増やし、その成果を地域社会の中で活かすことができるような環境づくりを推進します。

取組方針

- 図書館や多世代交流センター憩の家を活用して高齢者の社会参画を推進し、子供から大人まで楽しく学ぶ新たな取組を実施するなど、多世代の人々が交流し、学びあえる環境づくりの充実を図ります。
- 多世代の学びの推進のため、地域人材の掘り起こしや育成に努めます。
- 町民、町民活動団体、事業者等が学びを通じて地域の魅力や課題を共有し、その情報の発信や解決策を実践する人材の育成を目指して、町内外の多彩な人材から学び、行動を興していく「きやま人づくり大学」を開校します。

基本目標4 多彩な文化芸術と学術の振興

(1) 文化芸術への親しみ

文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、すべての町民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものです。

文化芸術の分野は多種多様にわたるため、多彩な文化芸術に出会い、楽しむ機会を提供することにより、文化芸術に親しむ人の裾野を広げるとともに、取り組む層を厚くしていきます。

取組方針

- 文化芸術に親しむ人の裾野を広げるとともに、取り組む層を厚くするため、多彩な文化芸術を楽しむことができる環境や理解を深めるための機会の充実・拡充に取り組めます。
- 学校教育や社会教育の中で、文化体験・鑑賞教室などによる文化芸術に理解を深める機会を充実するとともに、文化芸術活動の発表の場を設けます。

(2) 文化芸術活動拠点の環境づくり

町内の文化芸術活動の拠点である基山町民会館の良好な環境づくりを推進します。

取組方針

- 誰もが、いつでも文化芸術に関する情報が収集できるよう情報発信に努めます。

- 基山町民会館が気軽に文化芸術を鑑賞し、心地よい集いの空間となるよう努めます。

(3) 図書館によるアカデミック空間創出

図書館は、子供から大人まですべての人々に読書の喜びと学ぶ楽しさを伝える地域の文化的情報（知・学・交流）の拠点として、これからの時代に必要な学びの環境を整備していくとともに、他の組織と連携した幅広い学びの支援と情報発信を行っていきます。

取組方針

- 緑あふれるパーク・ライブラリーとして読書活動推進に努めるとともに、町民の求める情報を提供し「本と人」、「人と人」の出会いを通じた新たな学びを創出します。
- 町、郷土に関する歴史を伝える資料や情報を収集・整理・展示公開することにより、郷土愛の深化、地域の学び・研究への活用等を推進します。
- 交流空間でのお話会や個人・団体の各種作品展示、きやまラウンジ展示スペースや多目的室を活用した町民の文化や学びの発信と交流等で、人と人の触れ合いを通じた多世代の交流を促進し、地域活性化につなげていきます。
- 学校図書館との連携を強化し、総合学習やレファレンスなど子供たちの学びに迅速に対応できる教育環境を構築します。
- 様々な行政組織、教育機関、団体と連携し、暮し・仕事・学びを支援する情報環境を整備するとともに、地域の様々な情報も図書館で収集・整理・発信します。

基本目標5 夢・感動と活力を生むスポーツの振興

(1) スポーツ推進のための環境づくり

町民のライフスタイルやスポーツの楽しみ方の変化・多様化に対応して、これまでとは違ったアプローチや取組も推進していきます。

取組方針

- スポーツを通じて、健康や楽しみ・生きがいづくりを促進し、スポーツ交流人口の拡大に向けた環境づくりを推進します。
- 年齢、性別等に関係なく、誰もが気軽に楽しむことができるスポーツ環境づくりを推進します。
- ライフスタイルやライフステージに応じて継続してスポーツを楽しむことができるよう、各種スポーツイベントを積極的に支援します。
- 子供たちの健全な成長を目指し、少年スポーツの活動の充実を図ります。
- 中学生期のスポーツ活動の充実を目指した運動部活動と社会体育の連携を深めます。

(2) 運動をする機会の創出

スポーツ大会やイベント等を通じて地域の人々が交流したり、一丸となって勝利を目指すことなどは、人々のコミュニケーションの活性化や地域コミュニティの再生強化に大きく寄与しています。これからもスポーツ大会等を開催し、人々がスポーツを楽しむ機会を創出していきます。

取組方針

- ペタンクやターゲットバードゴルフなどの子供からお年寄りまで誰もが一緒に楽しめるスポーツやレクリエーションである「軽スポーツ」の普及、推進を図ります。
- 全町的なスポーツ大会等を開催し、地域づくり人づくりの取り組みを推進するとともに、地域コミュニティの強化を促進していきます。
- 町のスポーツ人材や指導者を活用し、スポーツ推進のための人材育成につなげます。
- スポーツ大会やイベント等を通じて、たくさんの方が本町を訪れることで、おもてなしのレベルアップ、本町の情報発信と魅力向上、地域の活性化につなげます。

基本目標6 文化遺産・伝統文化の保存と継承

文化遺産とは、町民が未来へ伝えていきたいモノやコトなどを指します。文化遺産には、特別史跡基肄城跡や千塔山遺跡出土青銅製鋤先などの文化財、御神幸祭や園部くんちなどの伝統文化、各地域にのこる民間行事や建造物なども含みます。これらの文化遺産を再発見・再認識し、後世に継承するとともに、それらを活用したまちづくりを推進します。

取組方針

- 文化遺産の調査・研究を進め、基山町歴史的風致維持向上計画も活用しながら、後世に継げられるよう適切な保存・活用を図ります。
- 基山町の文化遺産の魅力について全世代に分かりやすく情報を発信し、さらに佐賀県遺産への登録を契機に佐賀県とも協力して、広く周知を図ります。
- 学び知る機会を増やすため、展示や講座などの取組を推進します。
- 伝統芸能や地域の祭事などを継承するため、子供たちをはじめとする担い手の育成や用具の維持などを支援します。
- 各地域で行われている民間行事について、実態等を把握するとともに、継承意識の向上につなげます。
- 学び親しみながら次世代へ伝えていくため、文化遺産ガイドなどの人材育成や町民活動を支援します。

基本目標7 地域全体で子供の成長・学びを支える

(1) 地域の力で子供の学びの充実を図る

地域の様々な団体の特徴を生かし、子供の成長・学びを地域一丸となって支える地域の姿を目指します。

取組方針

- 地域の活動から子供たちが自主性・社会性などを身に付けられるよう、子供たちに活動への参加をうながします。
- 地域の活動に参加し多世代と交流していくなかで、道徳的観念や心身の健康が形成されるよう努めます。
- 地域のなかに残る伝統文化を子供たちへ継承できるよう努めます。

(2) 子供たちの体験活動を推進する

自然体験、職業体験やボランティア活動などの体験活動を通じて人や社会など様々なものに関心を持たせたり、そこから達成感や充実感を得られるような活動を支援します。

取組方針

- 子供たちが参加する体験活動に対して、地域、民間、行政などが一体となって支援します。
- 体験活動によって得られる効果の継続の観点から、多くの子供たちが参加できるよう機会の充実を図ります。

(3) 防災・防犯・交通安全の意識の向上

安心安全なまちの環境づくりに向けて、日頃から防災意識の向上や見守り隊の活動促進、交通安全指導員の組織強化等を図り、地域一体となった防犯、防災等の取組みを推進します。

取組方針

- 一人一人が日頃から地震や豪雨などの自然災害への防災意識を向上させるように啓蒙啓発を図り、地域と一体的にもしにも備えた防災対策を強化します。
- 子供たちを多様化する犯罪等から守るため、防犯灯や防犯カメラの設置を促進し、関係機関との情報の共有と連携強化を図ります。
- 歩行者や自転車にやさしい安全な道路整備を行うとともに、交通ルールについて、学校や地域での教育の強化を図ります。
- 自主防災組織、見守り隊、補導員会、警察署などの関係機関との連携を強化し、地域と一体となった安心安全なまちづくりを推進します。
- 大規模自然災害や未知の感染症拡大等が発生した際に、関係機関と連携をとりながら、子供たちが安全に学校生活を送れるよう、また、安心して学べる学習環境を整えられるよう努めます。

《 基山町教育大綱 体系図 》

